

議案第 1 1 号

南丹市議会議員及び南丹市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 2 日提出

南丹市長 西村 良平

南丹市議会議員及び南丹市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例

南丹市議会議員及び南丹市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例(平成18年南丹市条例第51号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後（案）
(選挙公報の発行) 第2条 南丹市選挙管理委員会(以下「委員会」という。)は、前条に規定する選挙が行われるときは、候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載した選挙公報を、選挙ごとに、1回発行しなければならない。_____ _____ _____ _____	(選挙公報の発行) 第2条 南丹市選挙管理委員会(以下「委員会」という。)は、前条に規定する選挙が行われるときは、候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載した選挙公報を、選挙ごとに、1回発行しなければならない。 <u>ただし、同条に規定する選挙が同時に行われる場合であって、委員会が必要と認めるときは、一の用紙を区分して使用することによりそれぞれの選挙公報とすることができる。</u>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。